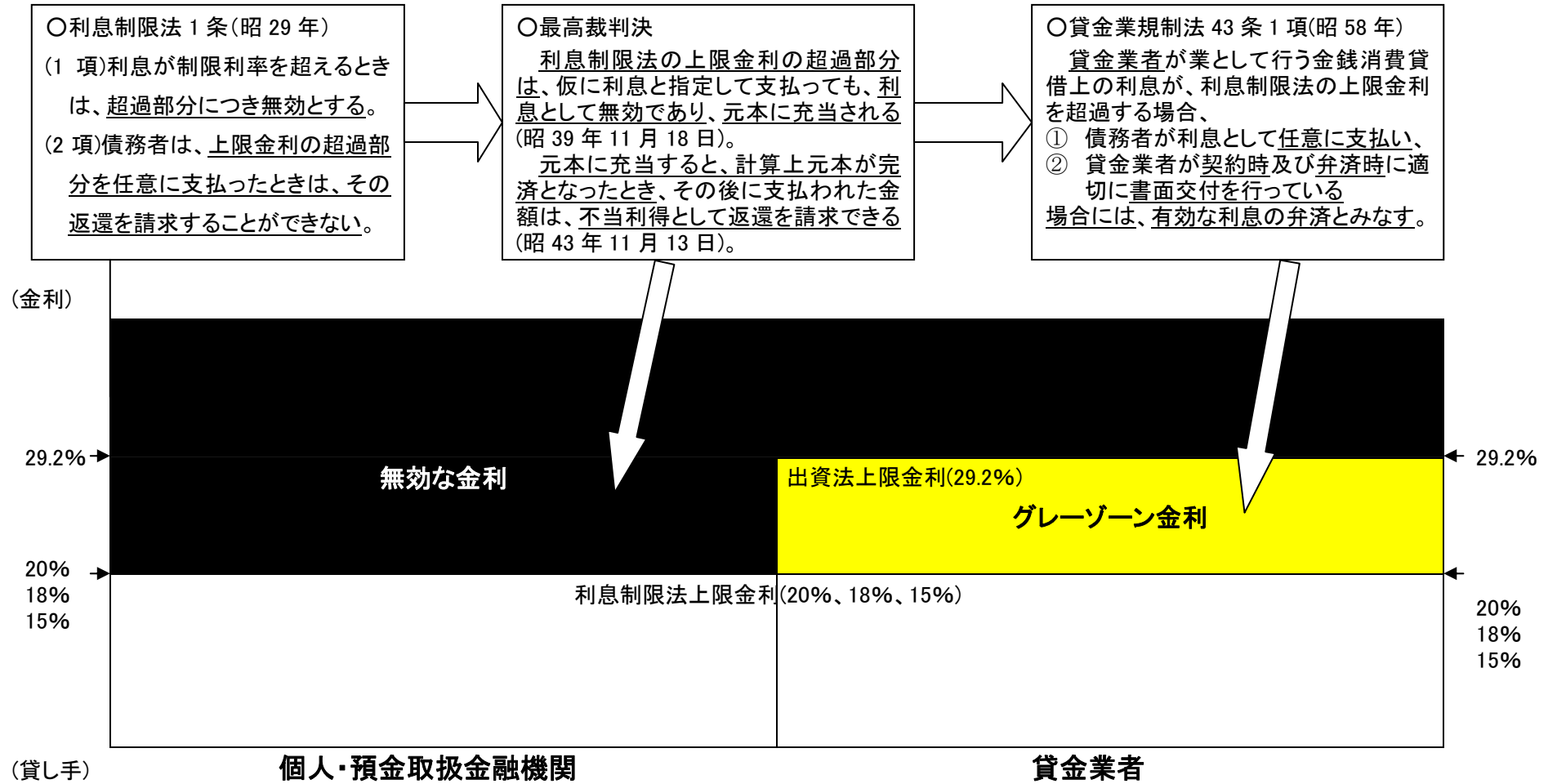


資 料

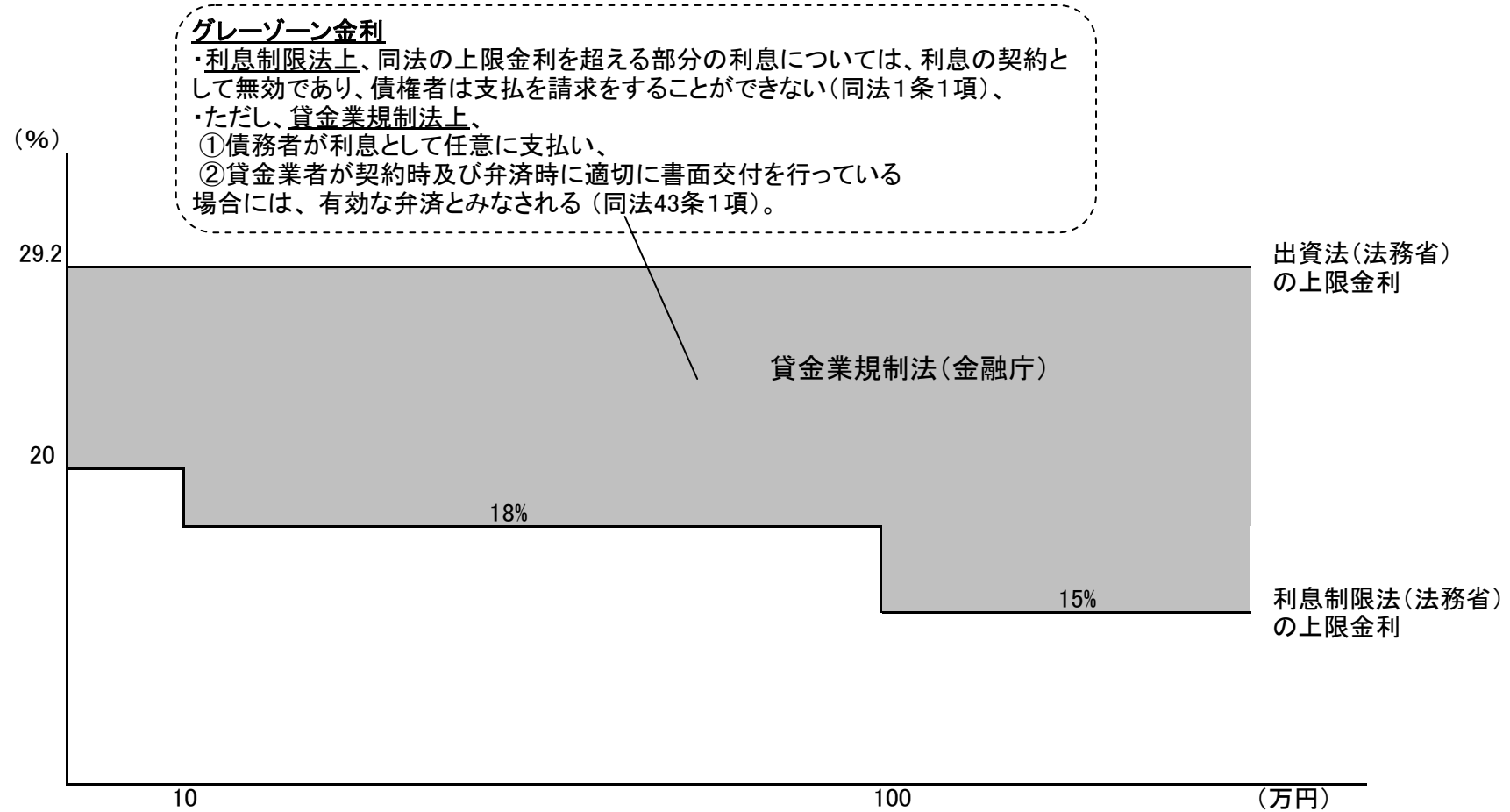
平成 18 年 3 月 31 日(金)

金融庁

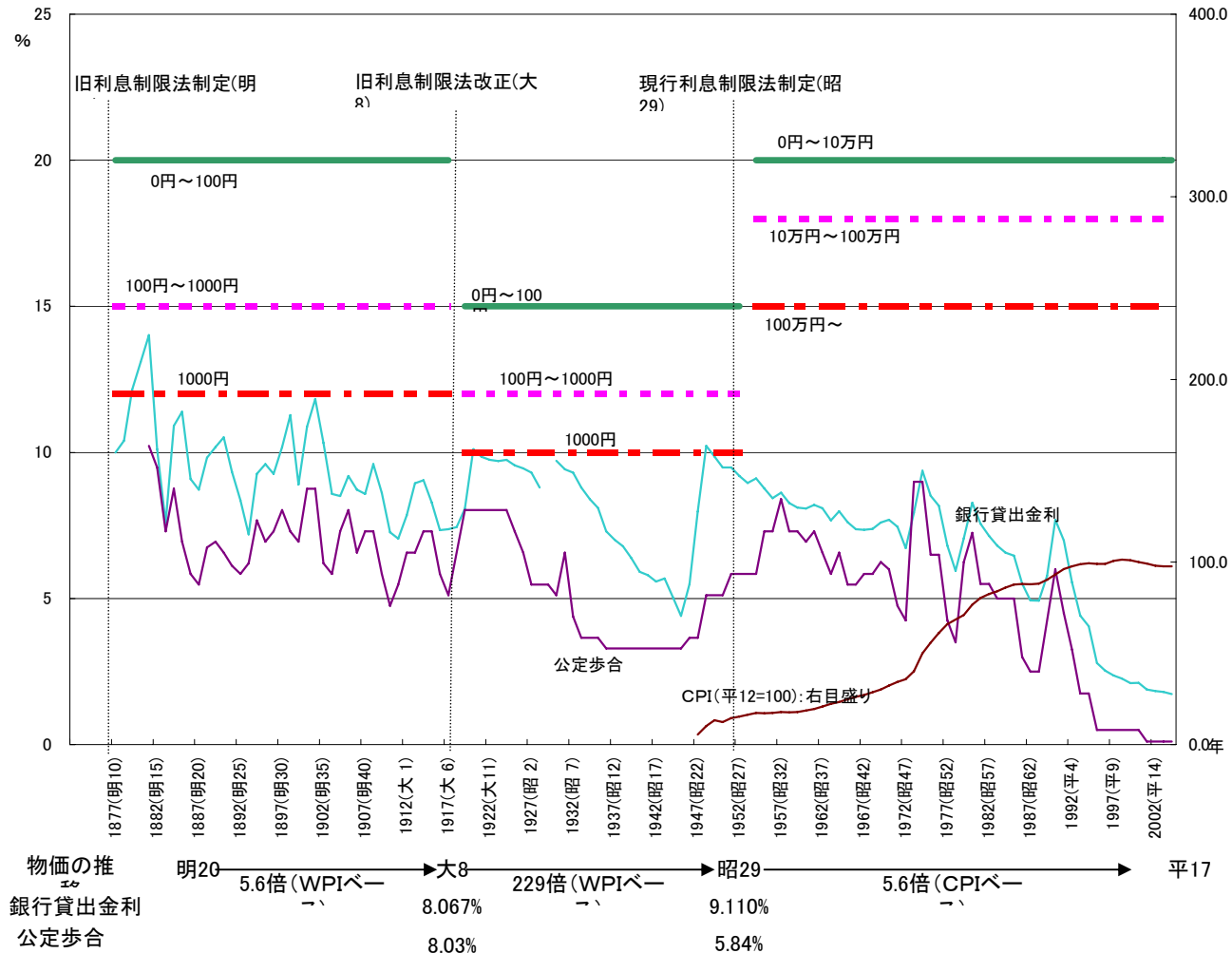
預金取扱金融機関等と貸金業者に対するグレーゾーン金利の適用



グレーゾーン金利とみなし弁済



利息制限法の上限金利の推移



上限金利設定・改正時の説明

利 息 制 限 法

○ 昭和29年に新利息制限法制定

元本10万円未満	……20%
元本10万円以上100万円未満	……18%
元本100万円以上	……15%

【理由】

「政府は、現下の経済情勢にかんがみ、金融機関一般の金利の実情及び動向を参酌いたしまして、新時代の国民経済生活に適合するように利息の限度を改め…」(利息制限法提案理由説明)

「現行利息制限法の元本100円以下1割5分、100円ないし1000円が1割2分、1000円以上が1割というこの元本の刻み方が、現在の貨幣価値から申しましてかなり不合理になっておりますし、また金利の面でも現在の経済情勢から見まして、もう少し引上げた方が妥当ではないか、つまり裁判上保護せられる限度をいくらか引上げて、そのかわり極端な高利は罰則で取締る、その中間の金利が従来通り放任されるという三段構えになるわけでありませう。」(衆・法務委員会における政府委員答弁)

「元本10万、100万のところで線を引きましたのは、必ずしも貨幣価値の比例のみによったのでございませぬので、いわゆる庶民金融と称されるものの実情なり、金融機関による貸出金利の取扱方針、基準等を参酌したわけでありませう。

利率は、正規の金融機関による貸付金利の趨勢等を考えまして、現在におきましては、すべての場合に通ずる最高限度としては年2割、1割8分、1割5分程度を相当と考えたのでありませう。」(参・法務委員会における政府委員答弁)

出 資 法

○ 昭和29年に出資法制定(保全経済会事件が契機)

上限金利 109.5%(日歩30銭)

【理由】

「法規を遵守していないところの貸金業者についての日歩が、32、3銭ぐらいのところは数としては一番多い層であるということになりまして、そこで32、3銭が一般に行われておる最高限であるとすれば、何もそれ以上を認めてやる必要はない。」(衆・大蔵委員会における説明員答弁)

○ 昭和58年に40.004%へ引下げ(サラ金問題が契機)

(ただし、73%、54.75%を経て3段階で)

【理由】

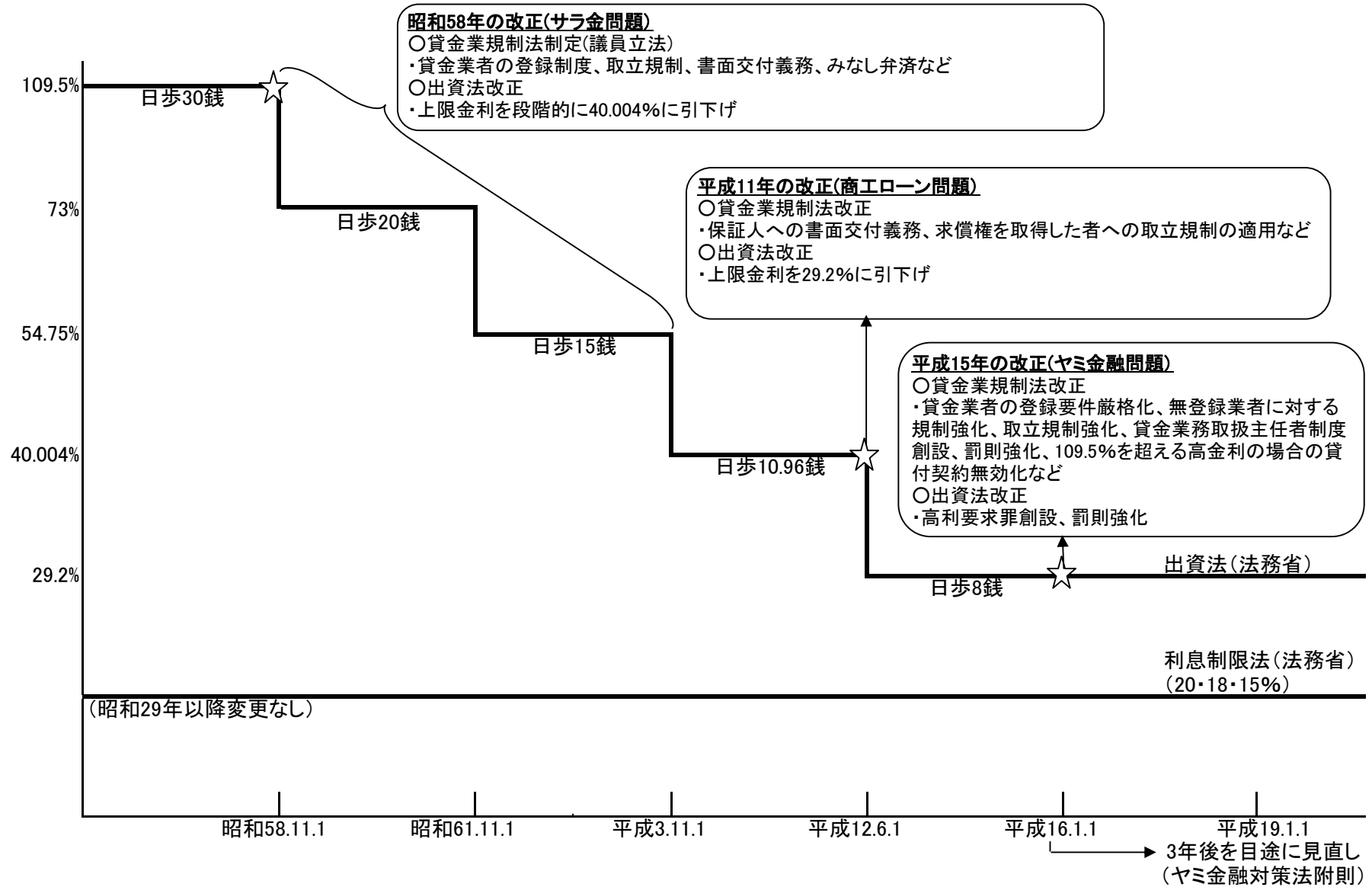
「いわゆる延滞金ということで利息制限法の20%の倍額ということになりますと、40%ラインというのが大体適正水準であろうというふうに考えて、この法案の收拾に取り組んだわけでありませう。」(参・大蔵委員会における提案者答弁)

○ 平成12年に29.2%へ引下げ(商工ローン問題が契機)

【理由】

この金利が決められた昭和58年当時の市中の金利から比べればはるかに低金利になっております今の金融界の現状から、「40.004%という今の金利を据え置くわけにはまいらない。…何とかそれを30%前後まで引下げたらどうか。…与党三党の間でいろいろと検討いたしました結果、何とかひとつ20%台の声を聞くところにしようじゃないかというのが日歩8銭、29.2%であります。」(参・財政・金融委員会における提案者答弁)

出資法と利息制限法の上限金利の推移



消費者金融業者の収益・費用構造

貸付残高に対する営業収入、経費、営業利益の比率〈平成9年度～平成16年度〉

(%)

貸付残高	営業収入	経費計						営業利益 (経費計)							
			人件費	広告宣伝費	貸倒償却費	資金調達費	その他	16年度	15年度	14年度	13年度	12年度	11年度	10年度	9年度
10億円未満	25.2	23.8	8.0	1.8	6.5	2.3	5.2	1.4	▲ 0.3 (24.8)	0.7 (25.0)	▲ 1.24 (29.29)	▲ 1.04 (29.85)	▲ 0.42 (31.48)	8.5	10.90
10～50億円未満	24.7	23.6	7.4	1.9	5.1	3.0	6.2	1.1	2.8 (22.2)	3.6 (22.7)	2.06 (25.21)	3.06 (25.85)	4.45 (26.68)	10.30	9.70
50～100億円未満	24.3	21.6	4.7	1.3	4.9	5.8	4.9	2.7	2.2 (23.4)	3.4 (23.1)	4.72 (23.65)	2.97 (28.12)	3.26 (30.83)	9.90	10.40
100～500億円未満	24.2	22.6	3.9	1.6	5.3	4.2	7.6	1.6	▲ 0.6 (26.2)	2.6 (24.1)	3.94 (21.75)	5.97 (21.05)	6.21 (21.95)	9.40	11.60
500～5,000億円未満	25.7	21.9	3.5	1.1	8.6	2.4	6.3	3.8	2.6 (22.6)	1.0 (24.3)	4.37 (21.86)	6.64 (20.49)	7.98 (22.14)	8.10	8.40
5,000億円以上	23.4	16.6	2.1	0.9	5.9	1.3	6.4	6.8	6.5 (16.6)	8.1 (15.3)	9.57 (13.06)	10.77 (12.60)	10.67 (13.40)	10.90	10.70

(資料)平成17年版～平成10年版消費者金融白書(JCFA)における限られたサンプル調査による。

※平成9年、10年度の5千億以上の数値は、会員中最大手3社の数値である。

消費者向無担保貸金業者の貸付残高別業者数等

	該当業者数	構成比(%)	当該業者の消費者向 無担保貸付残高合計 (百万円)	構成比(%)
10億円未満	4,281	95.9	226,643	2.1
10～50億円未満	108	2.4	224,342	2.1
50～100億円未満	22	0.5	157,478	1.5
100～500億円未満	24	0.5	434,880	4.1
500～5,000億円未満	21	0.5	2,201,440	20.7
5,000億円以上	6	0.1	7,377,350	69.5
合 計	4,462	100.0	10,622,133	100.0

(注) 業務報告書(平成17年3月末)に基づき作成。

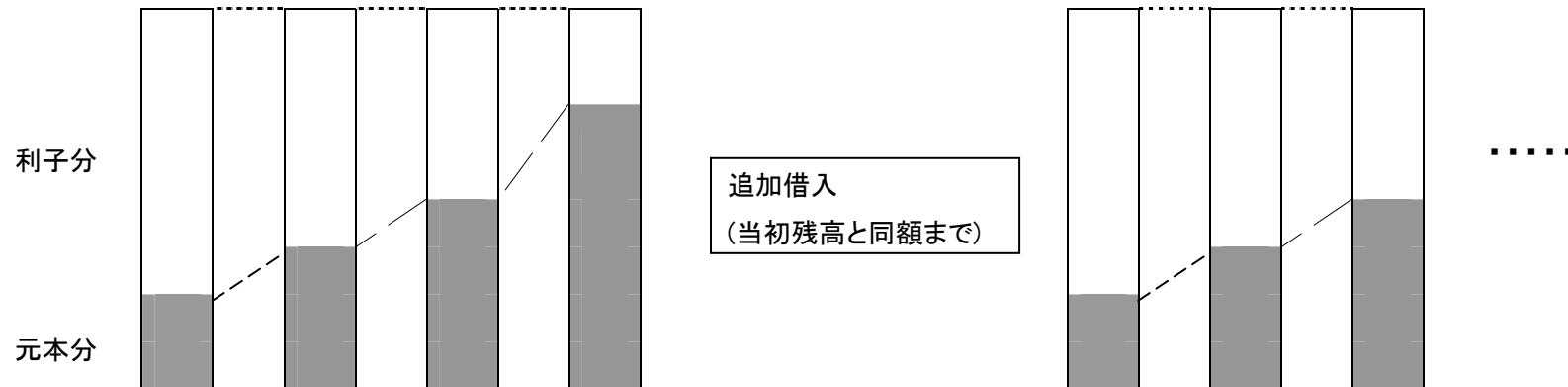
リボルビング貸付商品の例

貸付額	実質年利	主要な返済方式	最低返済金額	最長返済期間(注2)	
300万円以内	15.0%~27.375%	借入時残高スライド 元利定額方式	(~10万円) 3千円。以降10万円毎に3千円加算 ※ 貸付金利 24.0%以下は 2.5千円以上、 19.0%以下は 2千円以上	81回(注)	7年9ヶ月(注)

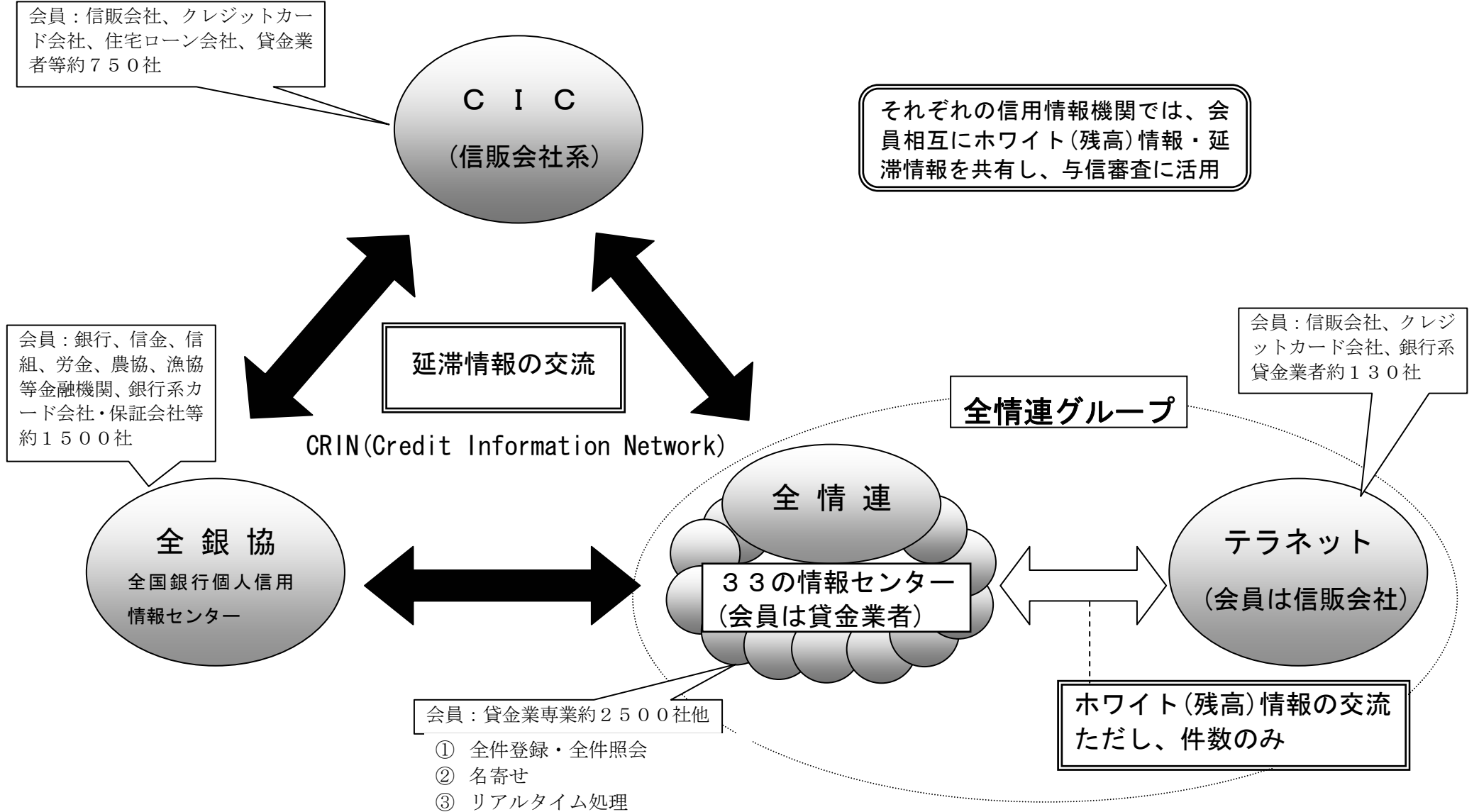
(注)貸付額 50万円、金利 27.375%、35日ごとの返済、最低支払額 15千円の条件に基づき算出したもの。

※ **借入時残高スライド元利定額方式**

追加の借入をしたときは、借入後の残高に応じて最低返済額が決まる。



信用情報機関及び信用情報の交流の状況



貸金業規制法、出資法及び利息制限法の主な改正の経緯と内容

昭和 58 年改正 「サラ金問題」 58 年 5 月 13 日公布 58 年 11 月 1 日施行	貸金業規制法制定	<ul style="list-style-type: none"> 貸金業者にかかる登録制度、取立規制、書面交付義務、みなし弁済などを規定
	出資法改正	<ul style="list-style-type: none"> 上限金利を段階的に 109.5% から 40.004% に引下げ <ul style="list-style-type: none"> 58 年 11 月 1 日に 73% 61 年 11 月 1 日に 54.75% 平成 3 年 11 月 1 日に 40.004% に引下げ
平成 11 年改正 「商工ローン問題」 11 年 12 月 17 日公布 12 年 6 月 1 日施行	貸金業規制法改正	<ul style="list-style-type: none"> 保証人に対する事前の書面交付の義務づけ、及び根保証契約において債務者に追加貸付が行われた場合、その都度保証人に対し書面を交付することを義務づけ 保証業者や貸金業者から委託を受けた第三者が弁済を行い、<u>求償権を取得した場合に、取立規制を適用</u> <u>罰則の強化</u>—貸金業者の不報告・虚偽報告、検査拒否・不答弁等につき、「10 万円以下の罰金」を「1 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金、又はこれを併科」に強化など
	出資法改正	<ul style="list-style-type: none"> 上限金利を 40.004% から 29.2% に引下げ
	利息制限法改正	<ul style="list-style-type: none"> 賠償額の予定の上限を利息制限法の上限金利 (15%~20%) の 2 倍から 1.46 倍に引下げ
平成 15 年改正 「ヤミ金融問題」 15 年 8 月 1 日公布 15 年 9 月 1 日一部施行 16 年 1 月 1 日施行	貸金業規制法改正	<ul style="list-style-type: none"> 貸金業者の<u>登録要件の厳格化</u>—暴力団員や財産的基礎 (純資産が法人 500 万円、個人 300 万円) を有しない者等は登録を拒否 <u>無登録業者に対する規制強化</u>—無登録業者による広告・勧誘に対する罰則を創設。無登録業者にも白紙委任状の取得禁止、取立規制を適用。 <u>取立規制の強化</u>—禁止される取立行為を例示 (午後 9 時から午前 8 時までの取立行為など) <u>貸金業務取扱主任者制度の創設</u>—貸金業者が、営業所ごとに、業務を適正に実施するために必要な助言又は指導を行う貸金業無取扱主任者を選任し、研修を受講させることを義務づけ。 <u>罰則の強化</u>—無登録営業に対する罰則を「3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこれの併科」から「5 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金又はこれの併科」に引上げなど <u>109.5% を超える高金利の場合の貸付契約の無効化</u>
	出資法改正	<ul style="list-style-type: none"> <u>上限金利を超える利息の支払の要求罪創設</u> <u>罰則の強化</u>—上限金利違反に対する罰則を「3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこれの併科」から「5 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金又はこれの併科」に引上げなど

ヤミ金融対策法以降にとられた措置

○ 貸金業規制法改正(平成 16 年 12 月 28 日)(議員立法)

いわゆる違法年金担保融資問題を契機として、

- ① 公的な年金等の受給者の借入意欲をそそるような表示等の禁止
- ② 公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限及びこれに違反した場合の罰則規定の創設を内容とする法整備が行われた。

○ 貸金業規制法施行規則改正案公表(平成 18 年 2 月 8 日)

平成 18 年 1 月 13 日の最高裁判決を受けて、金融庁は、

- ① 違法とされた施行規則 15 条 2 項の規定(貸金業者が弁済受領時に交付すべき書面の法定記載事項である契約年月日等を契約番号で代替できる旨の規定)及び支払催告書面について同様に規定した施行規則 19 条 4 項の削除
 - ② 貸金契約に期限の利益喪失特約が付されている場合、貸金業者が契約締結時に交付すべき書面において、利息制限法の上限金利を超えない範囲においてのみ効力を有する旨の記載の義務づけ
- を内容とする施行規則改正案を公表し、パブリックコメントに付した。

○ 事務ガイドラインの改正

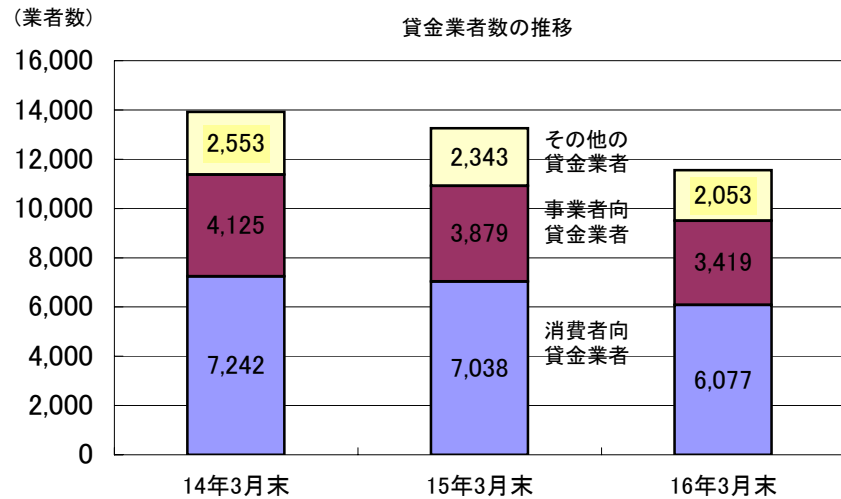
- ① 貸金業者が保証人から強制執行認諾文言付きの公正証書の作成にかかる委任状を十分な説明をすることなく取得し、トラブルとなった事例を踏まえ、保証人になろうとする者に対して、その法的効果とリスクについて説明すべきこと、強制執行認諾文言付き公正証書の作成にかかる委任状を取得する際には、その法的効果等を説明すべきこと等を事務ガイドラインで規定(平成 17 年 5 月 1 日実施)。
- ② 貸金業者には、金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、取引履歴を開示する義務がある旨を判示した最

高裁判決を踏まえ、取引履歴の開示を不当に拒むことが、業務にあたって不正な手段の使用を禁じた貸金業規制法 13 条2項違反に該当し得ることを事務ガイドラインで明確化(平成 17 年 11 月 14 日実施)。

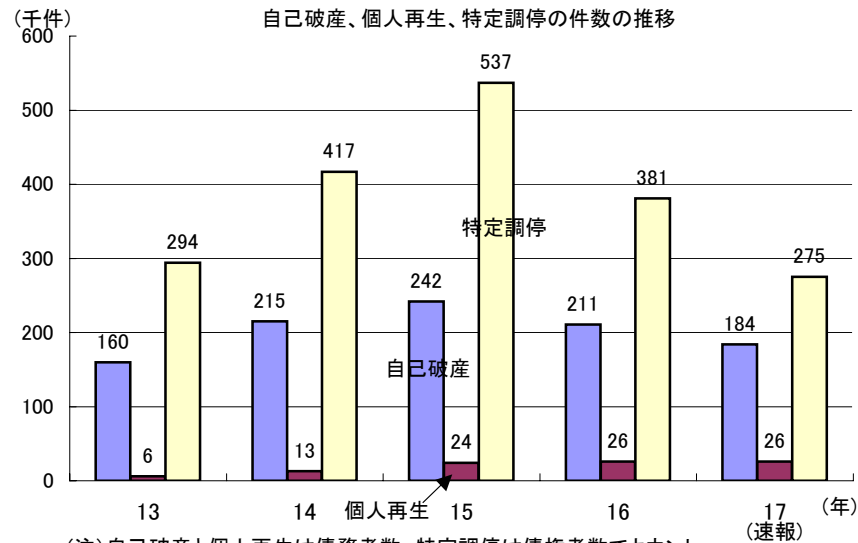
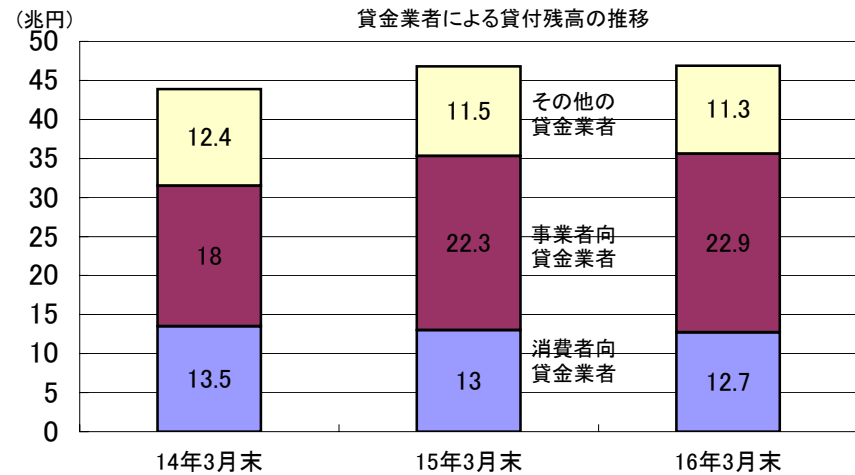
③ 検査・監督における問題事例を踏まえ、

- ・ 返済拒否等により債務残高の維持を要請すること、債務者に担保を換価する明確な意思があることを確認せずにその返済能力を超える貸付けを行うこと等、過剰貸付けに該当する事例の明確化
- ・ 年金等の払込口座からの自動振替を債務者に要請することは、債務者が自らの便宜のために求める場合を除き、違法年金担保融資の禁止規定の脱法行為に該当することの明確化

を内容とする事務ガイドライン改正案を公表し、パブリックコメントに付した(平成 18 年 3 月 7 日)。

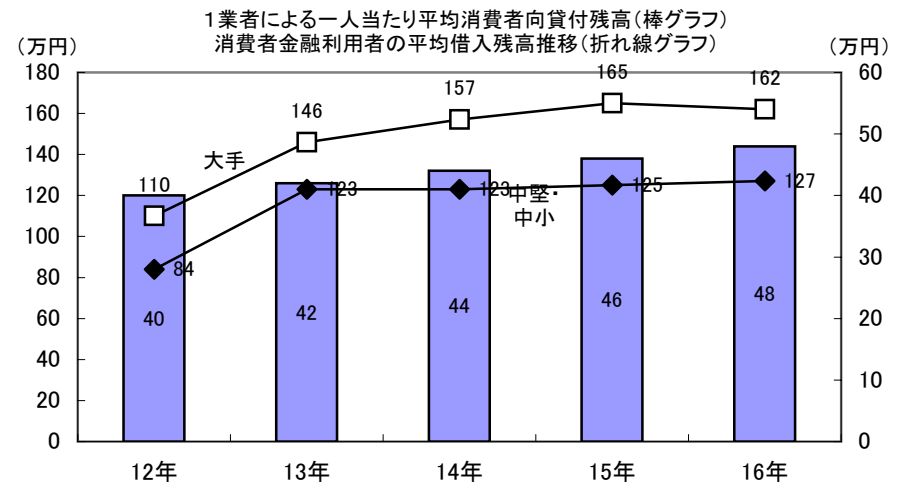


(注)その他の貸金業者は信販会社やリース会社など。事業者向貸金業者には、グループ内金融会社を含む。



(注)自己破産と個人再生は債務者数、特定調停は債権者数でカウント。

特定調停法は2000年2月施行。



(注)折れ線グラフは、「大手」消費者金融業者(貸付残高2000億円以上)と「中堅・中小」消費者金融業者(貸付残高2000億円未満)に来店した利用者(サンプル)の平均借入残高。棒グラフは、一消費者向貸金業者による一人当たり貸付残高の平均

みなし弁済(貸金業規制法 43 条)に関する最高裁判決

- 平成 2 年 1 月 22 日最高裁判決 ～ 支払が任意であるために超過利息が無効であることの認識は必要か

「法 43 条 1 項にいう『債務者が利息として任意に支払った』…とは、債務者が利息の契約に基づく利息…の支払に充当されることを認識した上、自己の自由な意思によってこれらを支払ったことをいい、債務者において、その支払った金銭の額が利息制限法 1 条 1 項…に定める利息を超えていること、あるいは当該超過部分の契約が無効であることまで認識していることを要しないと解するのが相当である。」

- 平成 16 年 2 月 20 日最高裁判決 ～ 書面交付にかかる記載事項や交付時期(「直ちに」)の解釈の厳格性

「貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図ること等を目的として、貸金業に対する必要な規制等を定める法の趣旨、目的(法 1 条)と、上記業務規制に違反した場合の罰則が設けられていること等にかんがみると、法 43 条 1 項の規定の適用要件については、これを厳格に解釈すべきものである。

法 43 条 1 項の規定の適用要件として、法 17 条 1 項所定の事項を記載した書面(以下『17 条書面』という。)をその相手方に交付しなければならないものとされているが、17 条書面には、法 17 条 1 項所定の事項のすべてが記載されていることを要するものであり、その一部が記載されていないときは、法 43 条 1 項適用の要件を欠くというべきであって、有効な利息の債務の弁済とみなすことはできない。」

※ 「法 18 条 1 項は、貸金業者が、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、同項所定の事項を記載した書面(以下『18 条書面』という。)をその弁済をした者に交付しなければならない旨定めている。…このような、支払がされてから 20 日余り経過した後にされた本件各取引明細書の交付をもって、弁済の直後に 18 条書面の交付がされたものとみることはできない。」

- 平成 17 年 12 月 15 日最高裁判決 ～ リボルビング貸付について交付書面に返済期間等を記載する必要があるか

いわゆるリボルビング方式の場合に、「個々の貸付けの時点での残元利金について、最低返済額及び経過利息を毎月 15 日の返済期日に返済する場合の返済期間、返済金額等を 17 条書面に記載することは可能であるから、上告人は、これを確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずるものとして、17 条書面として交付する書面に記載すべき義務があったというべきである。」

● 平成 18 年 1 月 13 日最高裁判決 ― 制限利率超過部分に期限の利益喪失特約が付されると任意性が否定されるか

①「本件期限の利益喪失特約のうち、上告人…が支払い期日に利息制限法 1 条 1 項所定の利息の制限額を超える部分の支払いを怠った場合に期限の利益を喪失するとする部分は無効であり、上告人…は、支払期日に約定の元本及び利息の制限額を支払いさえすれば、期限の利益を喪失することはなく、支払期日に約定の元本及び利息の制限額の支払を怠った場合に限り、期限の利益を喪失するものと解するのが相当である。」

※ 「しかしながら、法 17 条 1 項が、貸金業者につき、貸付けに係る契約を締結したときに、同項各号に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に対して交付すべき義務を定めた趣旨は、貸付けに係る合意の内容を相手方に正確に知らしめることによって、後日になって当事者間にその内容をめぐって紛争が発生するのを防止することにあると解される。したがって、法 17 条 1 項及びその委任に基づき定められた施行規則 13 条 1 項は、あくまでも当事者が合意した内容を正確に記載することを要求しているものと解するのが相当であり、当該合意が法律の解釈適用によって無効又は一部無効となる場合についても同様と解される。

そうすると、上告人…と被上告人が合意した本件期限の利益喪失特約の内容を正確に記載している貸付及び保証契約説明書は、法 17 条 1 項 8 号、施行規則 13 条 1 項 1 号又所定の『期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容』の記載に欠けることはないというべきである。」

②「債務者が、事実上にせよ強制を受けて利息の制限額を超える額の金銭の支払をした場合には、制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったものということとはできず、法 43 条 1 項の規定の適用要件を欠くというべきである。」

③「本件期限の利益喪失特約は、法律上は、上記のように一部無効であって、制限超過部分の支払を怠ったとしても期限の利益を喪失することはないけれども、この特約の存在は、通常、債務者に対し、支払期日に約定の元本と共に制限超過部分を含む約定利息を支払わない限り、期限の利益を喪失し、残元本全額を直ちに一括して支払い、これに対する遅延損害金を支払うべき義務を負うことになるとの誤解を与え、その結果、このような不利益を回避するために、制限超過部分を支払うことを債務者に事実上強制することになるものというべきである。

したがって、本件期限の利益喪失特約の下で、債務者が、利息として、利息の制限額を超える額の金銭を支払った場合には、上記のような誤解が生じなかったといえるような特段の事情のない限り、債務者が自己の自由な意思によって制限超過部分を支払ったものということとはできないと解するのが相当である。」